

資 料 編

資料編 目次

1	計画策定の経過等	61
2	市町等の一般廃棄物処理施設の設置状況（27年4月現在）	62
3	市町等の一般廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）の整備方針（27年度末現在）	64
4	県内における産業廃棄物の品目別・業種別の排出量（25年度）	66
5	県内で排出された産業廃棄物の品目別の処理状況（25年度）	67
6	県政世論調査の結果の概要	68
7	排出事業者向けアンケート調査の結果の概要	69
8	県民理解促進事業（27年度）の概要	71
9	この計画で使用する用語の解説	72

1 計画策定の経過等

(1) 計画策定の経過

27年2月3日	栃木県環境審議会【諮問】 ・ 計画の策定について ・ 栃木県環境審議会廃棄物部会の設置について
27年6月22日	第1回栃木県環境審議会廃棄物部会【審議】 ・ 現状と課題、今後の検討の方向性等について
27年8月	計画策定に係る市町等との意見交換
27年9月16日	第2回栃木県環境審議会廃棄物部会【審議】 ・ 計画骨子案、具体的施策案等について
27年11月10日	第1回とちぎ環境立県推進本部会議【中間報告】 ・ 計画素案について
27年11月25日	栃木県環境審議会【中間報告】 ・ 計画素案について
27年11月26日 ～12月28日	市町意見照会 ・ 意見件数：3件（2市） 関係団体意見照会 ・ 意見件数：2件（1団体）
27年11月27日 ～12月28日	パブリック・コメント ・ 意見件数：0件
28年1月29日	第3回栃木県環境審議会廃棄物部会【審議】 ・ 計画案について
28年2月17日	栃木県環境審議会【答申】 ・ 計画の策定について
28年3月28日	第2回とちぎ環境立県推進本部会議【決定】

(2) 栃木県環境審議会廃棄物部会の構成

部会長	喜内 敏夫	(一社) 栃木県経営者協会地域環境委員会委員長
部会委員	穂野 和人	栃木県土地改良事業団体連合会専務理事
	五味渕 秀幸	(一社) 栃木県医師会副会長
	鈴木 昇	宇都宮大学大学院工学研究科教授
専門委員	長岡 文明	BUN環境課題研修事務所所長
	平田 耕一	エコシス・コンサルティング(株) 代表取締役 環境プランナーERO
	宮脇 健太郎	明星大学理工学部教授

※ それぞれ50音順

2 市町等の一般廃棄物処理施設の設置状況（27年4月現在（年間処理量及び埋立容量は25年度、残余容量は25年度末現在の状況））

(1) 焼却施設

No.	設置市町等	処理対象市町	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年)	発電能力 (kW)
1	宇都宮市	宇都宮市、下野市(石橋)、上三川町	南清掃センター	280	56,896	—
2			クリーンパーク茂原	390	103,386	7,500
3	足利市		南部クリーンセンター	300	51,838	—
4	栃木市		とちぎクリーンプラザごみ焼却施設	237	45,713	2,500
5	佐野市		葛生清掃センター	80	9,212	—
6			みかもクリーンセンター	128	26,319	1,990
7	鹿沼市		環境クリーンセンターごみ処理施設	177	23,353	—
8	日光市		日光市クリーンセンター	135	32,104	2,000
9	那須塩原市		那須塩原クリーンセンター	140	37,127	1,990
10	壬生町		壬生町清掃センター焼却施設	70	11,633	—
11	那須地区広域行政事務組合	大田原市、那須町	広域クリーンセンター大田原	120	29,283	—
12	芳賀地区広域行政事務組合	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	芳賀地区エコステーション	143	—	1,970
13	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市、那珂川町	保健衛生センター	55	10,876	—
14	塩谷広域行政組合	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	塩谷広域環境衛生センター	120	27,711	—
15	小山広域保健衛生組合	小山市、下野市(南河内、国分寺)、野木町	中央清掃センター	160	47,797	—
16			北部清掃センター	40	5,820	—
		計	16施設	2,575	519,068	17,950

(2) 粗大ごみ処理施設(粗大ごみを対象に破砕、圧縮等の処理及び有機物の選別を行う施設)

No.	設置市町等	処理対象市町	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年)
1	宇都宮市	宇都宮市、下野市(石橋)、上三川町	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ	10	1,227
2	足利市		南部クリーンセンター粗大ごみ処理施設	40	2,301
3	栃木市		とちぎクリーンプラザリサイクルプラザ	29	4,103
4	佐野市		葛生清掃センター	10	608
5			みかもクリーンセンターリサイクルプラザ	10	1,582
6	鹿沼市		環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設	30	3,210
7	日光市		日光市リサイクルセンター(粗大ごみ処理施設)	30	3,558
8	那須塩原市		那須塩原クリーンセンター	7	1,144
9	那須地区広域行政事務組合	大田原市、那須町	広域クリーンセンター大田原	6	1,844
10	芳賀地区広域行政事務組合	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	芳賀地区エコステーション	14	—
11	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市、那珂川町	保健衛生センター	20	1,248
12	塩谷広域行政組合	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	塩谷広域環境衛生センター	30	3,382
13	小山広域保健衛生組合	小山市、下野市(南河内、国分寺)、野木町	中央清掃センター粗大ごみ処理施設	109	10,965
		計	13施設	345	35,172

(3) 資源化等を行う施設(選別、圧縮・梱包等の施設、高速堆肥化施設)

No.	設置市町等	処理対象市町	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年)
1	宇都宮市	宇都宮市、下野市(石橋)、上三川町	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ	125	14,060
2		宇都宮市、上三川町	エコプラセンター下荒針	36	3,867
3	足利市		南部クリーンセンターリサイクルセンター	2	4,254
4	栃木市		とちぎクリーンプラザリサイクルセンター	20	1,890
5			とちぎクリーンプラザリサイクルプラザ	30	611
6	佐野市		葛生清掃センター	2	481
7			みかもクリーンセンターリサイクルプラザ	5	782

3 市町等における一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場)の整備方針(27年度末現在)

地域ブロック	施設区分	現行施設の状況					施設更新時期	改修(延命化)・新設の時期						
		施設設置市町等名		処理対象市町	処理能力・埋立容量	残余容量(26年度末現在)		稼働開始年度	23年4月	28年4月	33年4月	38年4月	43年4月	
宇都宮	焼却	宇都宮市	北	宇都宮	240 t/日	/	昭和54年度(休止中)	32年度(190 t/日) 休止中.....	→	新設	→		
			南	宇都宮	280 t/日	/	昭和62年度	—	→	→	→			
		茂原	宇都宮下野(石橋)上三川	390 t/日	/	13年度	—	→	→	→	改修(延命化)について検討	→	統合について検討	
		壬生町	壬生	70 t/日	/	11年度	—	→	→	改修(延命化)について検討	→	→	→	
	最終	宇都宮市	宇都宮下野(石橋)上三川	355,000 m ³	187,993 m ³	16年度	31年度(290,000 m ³)	→	→	→	→	→		
		壬生町	壬生	42,500 m ³	22,279 m ³	8年度	—	→	→	→	→	→		
日光	焼却	日光市	日光	135 t/日	/	22年度	—	→	→	→	→	→		
	最終	日光市	日光	民間委託(一部)		—	→	→	→	→	→	→		
鹿沼	焼却	鹿沼市	鹿沼	177 t/日	/	6年度	—	→	→	→	→	→	→	
	最終	鹿沼市	鹿沼	112,000 m ³	39,683 m ³	5年度	—	→	→	→	→	→	→	
芳賀	焼却	真岡市	真岡	100 t/日	/	元年度(廃止済み)	26年度(143 t/日)	→	→	→	→	→	→	
		芳賀郡中部	益子茂木市貝芳賀	50 t/日	/	7年度(廃止済み)	→	→	→	→	→	→	→	
	最終	真岡市	真岡	83,550 m ³	22,496 m ³	4年度	28年度(26,000 m ³)	→	→	→	→	→	→	
		芳賀郡中部	益子茂木市貝芳賀	20,820 m ³	0 m ³	5年度(埋立終了)	→	→	→	→	→	→	→	
南那須	焼却	南那須広域	那須烏山那珂川	55 t/日	/	2年度	—	→	→	→	→	→	→	
	最終	南那須広域	那須烏山那珂川	民間委託		—	→	→	→	→	→	→		
塩谷	焼却	塩谷広域	矢板さくら塩谷高根沢	120 t/日	/	2年度	30年度(114 t/日)	→	→	→	→	→	→	
	最終	塩谷広域	矢板さくら塩谷高根沢	民間委託		—	→	→	→	→	→	→		

地域ブロック	施設区分	現行施設の状況					施設更新時期	改修(延命化)・新設の時期						
		施設設置市町等名		処理対象市町	処理能力・埋立容量	残余容量(26年度末現在)		稼働開始年度	23年4月	28年4月	33年4月	38年4月	43年4月	
栃木	焼却	栃木市		栃木	237 t/日	/	14年度	—			改修(延命化)について検討			
	最終	栃木市		栃木	民間委託			—						
小山	焼却	小山広域	中央	小山	160 t/日	/	昭和61年度	第1期 28年度 (70 t/日)			第2期新設			
			北部	下野(南河内)(国分寺)	40 t/日	/	3年度		第2期 35年度 (140 t/日)	第1期新設		下野市(石橋)の処理について検討		
			野木	民間等委託			—					(生ごみを除く。)		
	最終	小山広域	小山下野(南河内)(国分寺)野木	民間委託			—							
那須	焼却	那須広域		大田原那須	120 t/日	/	14年度	—			改修(延命化)について検討			
	最終	那須広域		大田原那須	173,100 m ³	60,600 m ³	9年度	34年度(66,000 m ³)			新設			
	焼却	那須塩原市		那須塩原	140 t/日	/	21年度	—						
	最終	那須塩原市		那須塩原	92,704 m ³	32,896 m ³	7年度	—			新設について検討			
両毛	焼却	足利市		足利	300 t/日	/	昭和58年度	—			新設について検討			
	最終	足利市		足利	253,000 m ³	119,736 m ³	11年度	—			新設について検討			
	焼却	佐野市	佐野	佐野	128 t/日	/	19年度	—						
			葛生	佐野	79.5 t/日	/	6年度	—			統合について検討			
最終	佐野市		佐野	民間委託			—							

4 県内における産業廃棄物の品目別・業種別の排出量（25年度）

〔単位：t/年〕

業種 品目	合計	農業	鉱業	小計 農業及び鉱業 を除く。	建設業	製造業	電気・ガス・ 水道業	情報通信業	運輸業	卸売業 小売業	物品賃貸業	学術研究 専門・技術 サービス業	生活関連 サービス業	医療 福祉	サービス業	自動車解体業
合計	8,133,503	2,837,684	1,128,815	4,167,004	1,153,539	1,584,712	1,214,829	8,627	2,429	17,258	2,776	5,313	2,544	10,475	6,703	157,799
紙え殻	2,163			2,163	404	1,749								10		
汚泥	3,060,336		1,128,552	1,931,784	36,830	683,304	1,203,250		242	1,837	55	3,245	1,927	277	812	5
廃油	45,364			45,364	179	37,558	3		227	4,875	38	39	1	22	1,034	1,388
廃酸	12,233			12,233		12,147						54		32		
廃アルカリ	13,281			13,281	26	10,316			16	678	6	287		12	81	1,859
廃プラスチック類	163,958	3,136	253	160,569	15,011	101,232	82	193	1,358	6,343	339	892	611	918	2,472	31,118
紙くず	22,516			22,516	5,895	16,621										
木くず	163,159		9	163,150	73,323	87,555			216	42	1,896	116		2		
繊維くず	469			469	439	30										
動植物性残渣	31,464			31,464		31,464										
動物系固形不要物	1,253			1,253											1,253	
ゴムくず	568			568	97	468										
金属くず	116,949			116,949	9,153	98,542	92	129	342	3,117	33	132	3	73	992	4,341
ガラス陶磁器くず	121,609		1	121,608	33,923	86,184	229	3	20	317	366	55		14	20	477
鉄さい	339,439			339,439		339,190				19		230				
おれき類	973,671			973,671	945,059	9,315	10,922	8,302	8		41	13			11	
動物のふん尿	2,830,000	2,830,000														
動物の死体	4,548		4,548													
ばいじん	9,307			9,307		9,305					2					
建設混合物	32,582			32,582	32,582											
特別管理産業廃棄物	70,583			70,583	618	59,732	251			30		250	2	9,112	28	560
使用済自動車	118,051			118,051												118,051

（注）合計値は農業・鉱業に係るものを含む。農業に係る数値は県農政部の調査結果、鉱業に係る数値は平成26年度栃木県産業廃棄物実態調査に基づいたものである。

5 県内で排出された産業廃棄物の品目別の処理状況 (25年度)

(単位:t/年)

品目	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	自己中間処理量	直接委託中間処理量	自己処理後再生利用量	自己処理後最終処分量	自己中間処理後委託中間処理量	自己処理後減量化量	委託処理後再生利用量	委託処理後最終処分量	委託処理減量化量	再生利用量	保管量	減量化量	最終処分量
合計	4,167,004	16,514	12,445	2,055,734	2,080,050	148,519	2,098	172,540	1,732,165	1,950,925	74,784	226,881	2,115,958	2,673	1,959,046	89,327
燃え殻	2,163		270		1,893					1,752	141		1,752			411
汚泥	1,931,784	10	1,316	1,806,141	122,093	4,616	1,892	89,573	1,709,687	146,184	13,517	51,965	150,810	2,597	1,761,652	16,725
廃油	45,364	2,852		4,583	37,929			2,979	1,604	18,674	264	21,970	21,526		23,574	264
廃酸	12,233			1	12,232					1,738	384	10,110	1,738		10,111	384
廃アルカリ	13,281	3		2,188	11,090			384	1,804	2,685	260	8,529	2,688		10,333	260
廃プラスチック類	160,569	10,329	1,850	15,468	132,895	8,352	44	2,470	4,602	74,145	12,607	48,613	92,826	27	53,215	14,501
紙くず*	22,516	1,353	1	673	20,489	203		77	393	18,044	136	2,386	19,600		2,779	137
木くず	163,150	27	582	23,783	138,758	15,184	2	766	7,811	93,625	4,121	41,778	108,836	20	49,589	4,705
繊維くず*	469			2	467			1	1	326	36	106	326		107	36
動植物性残さ	31,464			4,439	27,025	3,213		776	450	22,251	728	4,822	25,464		5,272	728
動物系固形不要物	1,253			41	1,212			12	29	1,212	12		1,212		29	12
ゴムくず*	568				568					161	258	149	161		149	258
金属くず	116,949	22	49	15,127	101,751	14,483	1	643		101,652	742		116,157			792
ガラス陶磁器くず	121,608		1,016	1,693	118,889	844	37	812		104,758	14,943		105,602	10		15,996
飲さい	339,439		3,541	23,732	312,166	23,713				311,555	611		335,268	19		4,152
かれき類	973,671	1,905	2,322	60,152	909,292	57,179	122	2,851		901,316	10,827		960,400			13,271
ばいじん	9,307		425		8,882					8,657	225		8,657			650
建設混合物	32,582		814	163	31,605			163		10,322	13,137	8,309	10,322		8,309	13,951
特別引火性廃油	7,485	13		461	7,011	452		1	8	3,305	70	3,637	3,770		3,645	70
管理腐食性廃酸	18,423			5,938	12,485			173	5,765	2,591	523	9,544	2,591		15,309	523
産業腐食性廃アルカリ	7,014				7,014					1,192	30	5,792	1,192		5,792	30
腐蝕性産業廃棄物	9,193			11	9,182			1	10	2,069	451	6,663	2,069		6,673	451
特定有害産業廃棄物	28,468		259		28,209					24,940	761	2,508	24,940		2,508	1,020
使用済自動車	118,051			91,138	26,913	20,280		70,858		97,771			118,051			

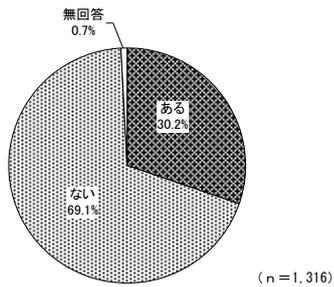
6 県政世論調査の結果の概要

(1) 調査の概要

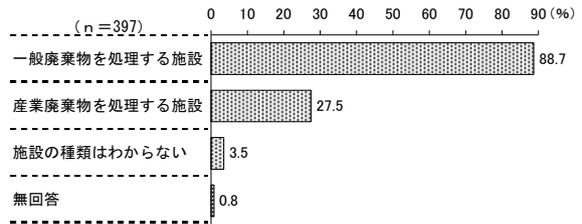
- ア 調査対象 県内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人
- イ 調査時期 27 年 5 月 21 日～27 年 6 月 12 日
- ウ 回収率 65.8% (1,316 人 (男性 609 人、女性 671 人、無回答 36 人))

(2) 産業廃棄物処理施設に関する調査結果

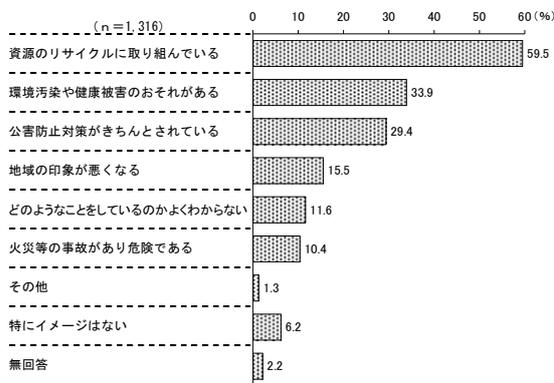
ア 廃棄物処理施設を見学した経験
(選択回答)



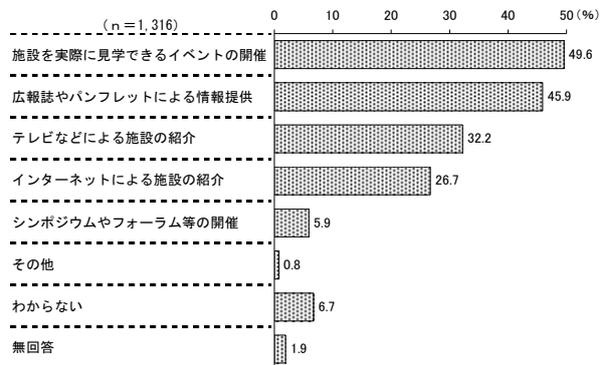
イ 見学経験のある方が見学した施設の種類の
(複数選択可)



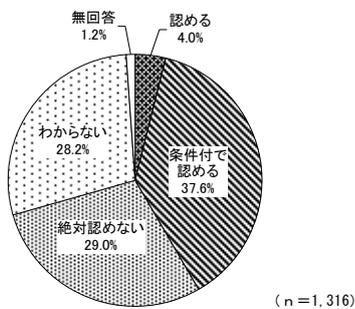
ウ 産業廃棄物処理施設のイメージ
(複数選択可)



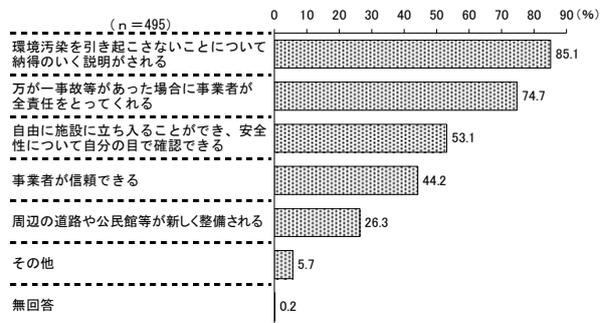
エ 産業廃棄物処理施設を知るために県に求めること
(2 つまで選択可)



オ 家の近くに産業廃棄物処理施設ができるとした場合 (選択回答)



カ 「条件付きで認める」を選んだ方が求める条件
(複数選択可)



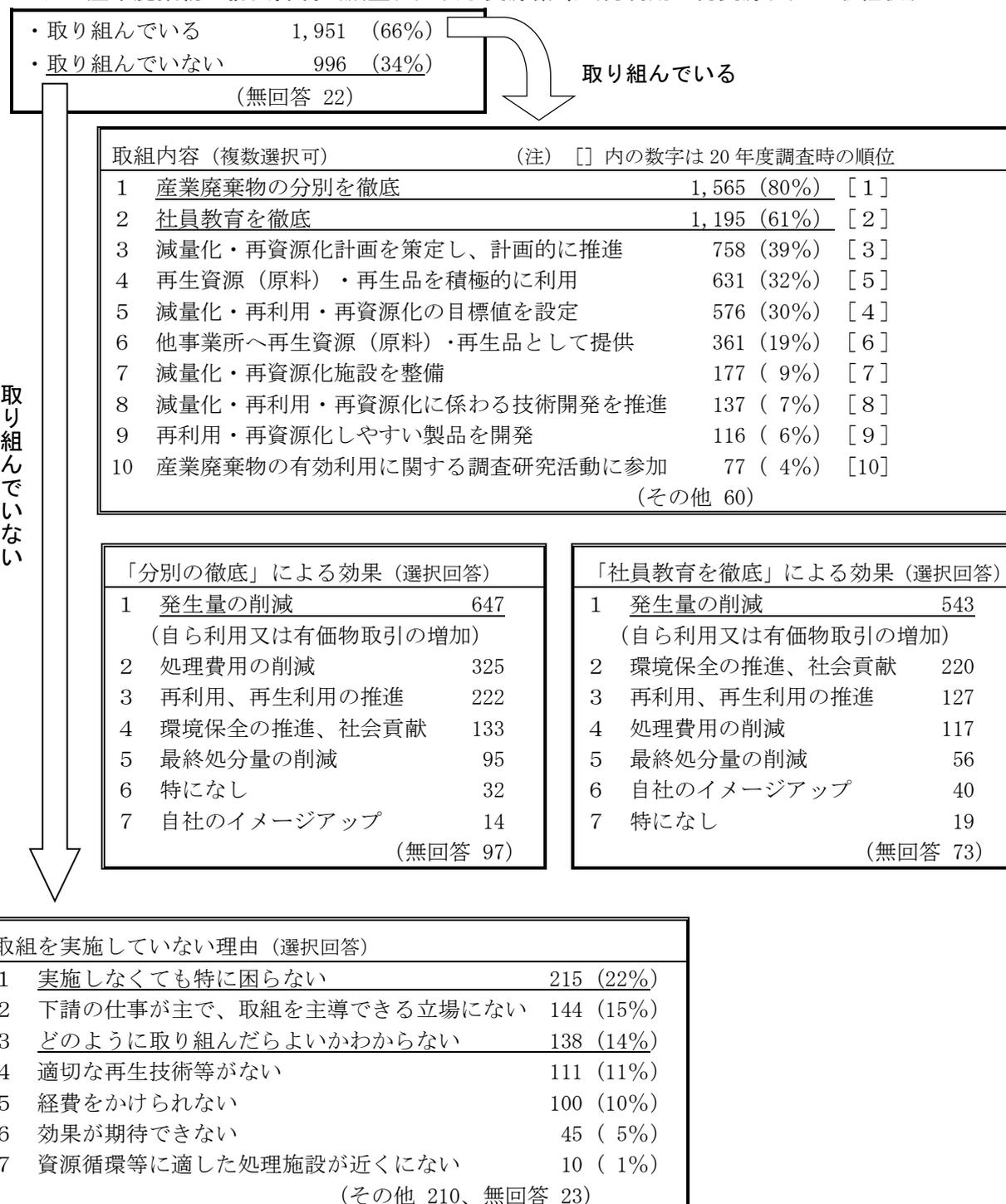
7 排出事業者向けアンケート調査の結果の概要

(1) 調査の概要

- ア 調査対象 県内に所在する 89,194 事業所 (24 年経済センサス活動調査に基づく) から、業種等を考慮して抽出した 6,011 事業所
- イ 調査時期 26 年 8 月 27 日～26 年 9 月 30 日
- ウ 回収率 49.8% (2,969 事業所)

(2) 調査結果

ア 産業廃棄物の排出抑制 (減量化) 及び資源循環 (再利用・再資源化) の取組状況



イ 産業廃棄物（品目別）及び事業系一般廃棄物の処理が困難と感じている主な原因

種類	原因	処理費用 が高い	分別が困 難である	再利用が できない	委託先 の確保 が困難	その他	無回答	事業所数
廃プラスチック類		40	41	81	17	49	5	157
汚泥		42	11	36	21	22	2	100
木くず		28	7	35	5	25	10	81
廃油		18	9	26	9	25	6	69
ガラス陶磁器くず		24	14	28	10	19	6	66
特別管理産業廃棄物 (感染性廃棄物以外)		35	3	12	40	17	0	64
金属くず		6	11	29	4	18	5	56
特別管理産業廃棄物 (感染性廃棄物)		16	5	30	3	13	2	47
紙くず		4	3	16	0	17	6	38
事業系一般廃棄物		12	9	16	6	19	2	38
燃え殻		6	3	6	9	8	1	26
がれき類		4	4	9	5	8	1	19
廃アルカリ		3	4	10	3	4	1	18
廃酸		6	2	7	4	5	0	16
ゴムくず		4	2	6	3	3	0	13
動植物性残さ		6	3	6	4	4	0	12
繊維くず		2	4	6	0	0	1	9
鉱さい		4	1	1	1	0	1	6
動物の死体		0	1	1	1	0	0	2
ばいじん		1	0	1	1	0	0	2
動物系固形不要物		0	1	0	0	0	0	1
動物のふん尿		0	0	1	1	0	0	1

(注1) 2,969 事業所のうち 574 事業所から回答(複数選択可)。

(注2) 「委託先の確保が困難」とは、近隣に処理施設がない等の理由による。



原因ごとの順位

順位	処理費用が高い		分別が困難である		再利用ができない		委託先の確保が困難	
1	汚泥	42	廃プラスチック類	41	廃プラスチック類	81	特別管理産業廃棄物 (感染性廃棄物以外)	40
2	廃プラスチック類	40	ガラス陶磁器くず	14	汚泥	36	汚泥	21
3	特別管理産業廃棄物 (感染性廃棄物以外)	35	汚泥、金属くず	11	木くず	35	廃プラスチック類	17
4	木くず	28	廃油、 事業系一般廃棄物	9	感染性廃棄物	30	ガラス陶磁器くず	10
5	ガラス陶磁器くず	24	木くず	7	金属くず	29	燃え殻、廃油	9

8 県民理解促進事業（27年度）の概要

（1）概要

県では、（公財）栃木県環境保全公社及び（公社）栃木県産業廃棄物協会と共に「廃棄物処理施設イメージアップ研究会」を設置し、廃棄物処理施設に対する県民の理解促進を図るため、廃棄物処理施設の役割、安全性に関する情報発信、廃棄物処理業者の資質向上等に関する事業を実施しています。

（2）事業内容

ア 処理施設見学バスツアーの開催

- ・ 県民を対象に、廃棄物処理施設、廃棄物の発生抑制等に取り組む工場等の見学バスツアーを年3回（8月、11月、3月）開催

イ 処理業者向けフォーラムの開催

- ・ 廃棄物処理業者の資質向上を目的とした講演会を開催

ウ 処理施設紹介動画『廃棄物処理施設探検隊』の製作及び公開

- ・ 県内の処理施設を紹介する動画を制作し、県ホームページ及びYouTubeで公開

エ 見学可能施設情報の公開

- ・ 一般の見学者を受け入れている廃棄物処理施設を県ホームページで紹介

オ イベント出展

- ・ 県民の日等のイベントにおいて、バスツアー、処理施設紹介動画等に関するパネル展示等を実施

カ テレビ番組の制作

- ・ 県政に関するテレビ番組（とちぎテレビ『週刊とちぎ元気通信』及び県内ケーブルテレビ『県政ピックアップ』）において、処理施設等に関する番組を制作

キ 環境学習出前授業の実施

- ・ 県内の小学校に出向き、リサイクルの重要性、処理施設の役割等に関する授業を実施

（3）その他

県民理解促進事業に関する詳細については、県ホームページを御覧ください。

9 この計画で使用する用語の解説

<ア行>

安定型最終処分場

安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる最終処分場のこと。搬入された産業廃棄物を埋め立てられる前に積み荷を展開して検査すること等により、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の混入防止が図られている。また、周辺の地下水への影響がないことを確認するため、定期的な地下水の水質検査及びその公表が義務付けられている。

安定型産業廃棄物

性状が安定している産業廃棄物のこと。具体的には、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず及びびがれき類（有害な物質を含むもの等を除く。）が該当する。

石綿

天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物で、「アスベスト」とも呼ばれる。耐火性、断熱性等に優れ、安価であったことから、高度経済成長期には鉄骨造建築物の耐火被覆材等として多く使用された。肺に入ると中皮腫や肺がんの原因となることから、現在は石綿を含有する製品の製造、使用等が原則として禁止されている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に区分され、さらに、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴い発生した「生活系一般廃棄物」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動により発生した「事業系一般廃棄物」に区分される。

エコアクション 21 認証・登録制度

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した国の制度。幅広い事業者に対し、省エネルギー、廃棄物の削減等の環境配慮の取組を効果的かつ効率的に行うシステムを構築するとともに、これらの環境配慮の取組に関する目標を立てて行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコキーパー事業所認定制度

事業所における自主的な地球温暖化対策を促進

するため、21年度に県が創設した制度。事業活動において温室効果ガスの排出抑制、廃棄物及び資源物の分別回収等の取組を行っている事業所を「エコキーパー事業所」として認定している。

<カ行>

カスケードリサイクル

「再生利用」の一種。通常は再生利用の際の加熱処理等により素材の品質が劣化することから、その品質に応じて、元の使用済製品とは異なる種類の製品を製造すること。

【参考】コラム 12 (p46)、コラム 13 (p46)

家電リサイクル法

正式名称は、「特定家庭用機器再商品化法」。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に対し消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を、それぞれ義務付けている。

環境基本法

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。環境基本計画の策定、環境基準の設定等、我が国における環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めている。

環境マネジメント

事業者が、自ら環境に関する方針、目標等を定め（Plan）、これらの達成に向けて取り組み（Do）、その結果を評価し（Check）、改善する（Action）というプロセス（PDCAサイクル）を継続して行うこと。

感染性廃棄物

病院等から生じた廃棄物のうち、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのある廃棄物のこと。

管理型最終処分場

管理型産業廃棄物を埋め立てる最終処分場のこと。埋立地から出る浸出水による地下水等の汚染を防止するため、埋立地の側面及び底面を特殊なシート等で覆い、浸出水を集める集水設備、集め

た浸出水を浄化する設備等を備えている。

県が整備を進めている県営馬頭最終処分場は、この種類の最終処分場に該当する。

管理型産業廃棄物

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（有害な物を除く。）のこと。具体的には、燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい、木くず等が該当する。

建設リサイクル法

正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリート、木材等の分別解体、再資源化等を義務付けるとともに、適正かつ円滑な再資源化等を図るため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

減量化率

廃棄物の排出量のうち減量化された量の割合

公共関与（産業廃棄物処理施設）

産業廃棄物処理施設は、民間の排出事業者又は処理業者による設置を原則としているが、その整備が進まない場合等に、自治体等が直接的又は間接的に関与することにより、産業廃棄物処理施設を整備すること。

鉱山保安法

鉱山労働者に対する危害を防止するとともに、鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図るために制定された法律。鉱業から排出される汚泥、鉱さい等は、同法に基づき採取地に埋め戻す処理が行われており、他の業種の産業廃棄物とは処理体系が異なっている。

小型家電リサイクル法

正式名称は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために制定され、国の認定を受けた再資源化事業計画に基づく事業については、廃棄物処理業の許可等に関する特例措置等が設けられている。

ごみ処理の有料化

廃棄物の排出量に応じた負担の公平性の確保を目的に、市町村が、一定規格のごみ袋の使用の義務付け等により、排出者から一般廃棄物の処理に関する手数料を徴収すること。住民の意識改革に

よる廃棄物の発生抑制及びそれに伴う廃棄物の処理コストの低減、資源物の分別の促進等の効果も期待される。

【参考】コラム 3（p9）、コラム 9（p39）、コラム 10（p43）、コラム 11（p44）

<サ行>

サーマルリサイクル

→「熱回収」

災害廃棄物

地震、豪雨、竜巻等に起因する自然災害により発生した廃棄物のこと。

【参考】コラム 8（p37）

最終処分

最終処分場に廃棄物を埋め立てること。最終処分に当たっては、あらかじめ廃棄物の破碎、選別、脱水、焼却等による減量化、無害化等をする必要がある。

最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいう。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、「安定型」、「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められている。一般廃棄物の最終処分場については、種類の区分はなく、産業廃棄物の「管理型」最終処分場と同様の構造基準及び維持管理基準が定められている。

最終処分率

廃棄物の排出量のうち最終処分された量の割合

再使用

いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することで、「リユース」とも呼ばれる。具体的には、あるユーザーから回収された使用済機器等をそのまま又は修理等を行い、再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、ユーザーから回収された使用済機器等から再使用可能な部品を選別し、そのまま又は修理等を行った上で再び使用する「部品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」等がある。

循環型社会形成推進基本法では、天然資源の消費の抑制等の観点から、「発生抑制」、「再使用」、「再

生利用」、「熱回収」、「最終処分」の順に優先して取り組むこととされている。

【参考】コラム 1 (p4)、コラム 11 (p44)

再生利用

廃棄物を原材料として再利用することで、「マテリアルリサイクル」とも呼ばれる。効率的な再生利用のためには、排出者による分別、付着した汚れ等の除去等に加え、製品等の製造段階における材質の均一化、材質表示等の工夫等が求められる。

循環型社会形成推進基本法では、天然資源の消費の抑制等の観点から、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「最終処分」の順に優先して取り組むこととされている。

【参考】コラム 1 (p4)、コラム 4 (p12)、コラム 6 (p33)、コラム 7 (p36)、コラム 12 (p46)、コラム 13 (p46)、コラム 14 (p47)

再生利用事業計画認定制度

食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が肥飼料化等を行う事業者、農林漁業者等と共同して作成した食品廃棄物の肥飼料化からその飼料、肥料等を利用し、生産した農畜水産物等の利用に至るまでの計画を国が認定する制度で、「食品リサイクルループ認定制度」とも呼ばれる。認定を受けた計画に基づく事業には、廃棄物処理法、肥料取締法等に関する特例措置が設けられている。

(産業廃棄物) 再生利用指定制度

再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物の再生利用を容易に行えるよう、知事の指定を受けた者に対し、産業廃棄物処理業の許可を不要とする制度のこと。

再生利用率

廃棄物の排出量のうち再生利用された量の割合。熱回収に寄与した廃棄物の量は、再生利用された量には含まれていない。

在宅医療廃棄物

栄養剤バッグ、吸引チューブ、カテーテル類、注射針等、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物のこと。注射針等の鋭利なものは、医療機関に持ち込み、感染性廃棄物として処理することが望ましく、その他のものは、通常の一般廃棄物として市町等が処理を行う。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の 20 種類に該当する廃棄物をいう。廃棄物処理法では、産業廃棄物は、排出事業者が、責任を持って、自ら処理することが原則とされている。

【参考】コラム 15 (p52)

残余容量

今後最終処分場に廃棄物を埋め立てることができる容量のこと。

事業継続計画

自然災害等の非常時において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時における活動、非常時における事業継続のための方法等をあらかじめ定め、文書化したもので、「BCP (Business Continuity Plan)」とも呼ばれる。

資源有効利用促進法

正式名称は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」。事業者による使用済製品の自主回収及び再生利用、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制、製品の製造等に伴う副産物の発生抑制等を促進し、循環型経済システムの構築を図ることを目的としている。

自動車リサイクル法

正式名称は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図るため、自動車製造業者、関連事業者等に対し、使用済自動車の引取り及び引渡し、再資源化等を義務付けるとともに、そのために必要な費用は、自動車の所有者が、原則として新車の購入の際に、再資源化預託金として負担することとしている。

始動用電源

非常災害時に商用電源が遮断された状態において、焼却施設 1 炉を立ち上げることができる電源を確保するために設置された常用又は非常用の発電機のこと。

集団回収

市町等による資源物の回収とは別に、自治会、PTA、子供会等の地域住民団体が、自主的に古紙、空き缶、空き瓶等の資源物を回収し、資源回収業者等に引き取ってもらう取組のこと。

【参考】コラム 6 (p33)、コラム 9 (p39)

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、不要となった物のうち製品等として使用できるものは再使用し、その上で、排出された廃棄物については、原材料として利用できるものはできるだけ再生利用し、再生利用ができないものは焼却する際に発生する熱エネルギーを有効利用し、どうしても有効利用できないものについては、最終的に適正に処分することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

【参考】コラム 1 (p4)

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。循環型社会の形成に関する基本原則、循環型社会形成推進基本計画の策定、関係主体の責務等、我が国における循環型社会の形成に関する施策の基本的な事項を定めている。

食品リサイクル法

正式名称は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品廃棄物等の発生抑制及び減量化による最終処分量の減少、食品関連事業者による食品廃棄物等の再生利用の促進等を目的としている。食品関連事業者には、業種別に再生利用等の実施目標が定められ、食品廃棄物等の発生量が年間 100 トン以上である場合には、食品廃棄物等の発生量等の定期報告が義務付けられている。

【参考】コラム 10 (p43)

食品リサイクルループ認定制度

→「再生利用事業計画認定制度」

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のこと。具体的には、賞味期限が切れた食材、生鮮食品、総菜等の売れ残り、家庭、飲食店等における食べ残し等がある。

【参考】コラム 10 (p43)

処理業者

排出者から廃棄物の収集運搬又は処分を委託された事業者のこと。排出者から廃棄物の収集運搬又は処分の委託を受けて事業を行うためには、原則として、廃棄物処理法に基づく許可を受けなければならない。

水銀に関する水俣条約

水銀が及ぼすリスクから人の健康や環境を保護するための包括的な規制を定めた条約で、25年10月に熊本県で開催された外交会議で採択された。それに伴い、国内では、新たに「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定されたほか、関係法令の改正等が進められている。

水平リサイクル

再生利用の一種で、使用済製品から再生された素材を利用して、再び同一種類の製品に戻すこと。同一製品を繰り返し使用でき、持続可能性が高いことから、再生利用に伴う素材の品質の劣化、エネルギー使用量の抑制等の課題がクリアできれば、「カスケードリサイクル」に優先する。

【参考】コラム 12 (p46)、コラム 13 (p46)

<タ行>

多量排出事業者

前年度において産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者のこと。廃棄物処理法に基づき、事業場における産業廃棄物の減量等に関する計画の提出及びその実施状況の報告が義務付けられている。

中間処理

リサイクルの一環又は最終処分の前処理として、破碎、選別、脱水、焼却等により、廃棄物の減量化、無害化等を行うこと。

電子マニフェスト制度

紙のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、排出事業者、産業廃棄物処理業者等が通信ネットワークを利用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みのこと。紙のマニフェストを交付する場合と比較すると、事務処理に要する時間やコストを削減することができるほか、廃棄物処理法では、この制度の活用が優良産廃処理業者認定制度における認定要件の一つに位置付けられている。

登録再生利用事業者制度

食品リサイクル法に基づき、食品循環資源を原材料とする肥飼料化等を行う事業者を国が登録する制度のこと。登録を受けた場合には、再生利用事業計画認定制度に準じた特例措置が設けられている。

栃木県リサイクル製品認定制度

廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を生かした循環型社会の形成を図るため、16年度に県が創設した制度。主に県内で発生した廃棄物等を原材料とし、県内の事業所で製造されていること、県内で販売されているものであること等、一定の要件に適合していると知事が認めたりサイクル製品を「とちの環エコ製品」として認定している。

【参考】コラム7 (p36)、コラム14 (p47)

とちの環エコ製品

「栃木県リサイクル製品認定制度」に基づき、主に県内で発生した廃棄物を原材料とし、県内の事業所で製造されていること、県内で販売されているものであること等、一定の要件に適合していると知事が認めたりサイクル製品のこと。

【参考】コラム4 (p12)

<ナ行>

熱回収

廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、有効利用すること。「サーマルリサイクル」又は「サーマルリカバリー」とも呼ばれる。具体的には、回収した熱エネルギーを利用して発電した電力を施設内外で利用している事例、回収した熱エネルギーを施設内の冷暖房、給湯等に利用している事例、周辺施設に熱エネルギーとして供給し、温水プール、地域暖房等に利用されている事例等がある。

循環型社会形成推進基本法では、天然資源の消費の抑制等の観点から、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「最終処分」の順に優先することとされている。

【参考】コラム1 (p4)、コラム5 (p15)、コラム7 (p36)

<ハ行>

バイオガス

家畜ふん尿、農作物残さ、食品廃棄物、下水汚泥等の有機性廃棄物を発酵させることにより生じるメタンガス等の可燃性ガスのこと。

バイオマス

生物由来の再生可能な有機性資源で、化石燃料以外のもののこと。廃棄物系バイオマスとしては、

紙くず、木くず、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥等がある。

排出者責任

廃棄物を排出した者が、自らが排出した廃棄物の処理について責任を負うこと。

排出抑制

発生抑制及び再使用の取組により、不要となった物を廃棄する量をできるだけ減らすこと。

【参考】コラム2 (p6)、コラム9 (p39)、コラム10 (p43)、コラム11 (p44)

発生抑制

将来廃棄物となる可能性のある物をできるだけ減らすことで、「リデュース」とも呼ばれる。

循環型社会形成推進基本法では、天然資源の消費の抑制等の観点から、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「最終処分」の順に優先することとされている。

【参考】コラム1 (p4)、コラム2 (p6)、コラム9 (p39)、コラム10 (p43)

PCB

ポリ塩化ビフェニルのこと。PCBは、その耐熱性や絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが明らかになり、現在は製造及び輸入が原則として禁止されている。

PCBを含む廃棄物については、PCB廃棄物処理特別措置法に基づき、38年度末までに全ての処理を完了することとされている。

非常災害

主に自然災害を対象とし、地震、豪雨、竜巻等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害のこと。

【参考】コラム8 (p37)

不法投棄 110番

不法投棄、野焼き等の不適正処理事案の早期発見及び早期対応を目的として、広く県民等から不法投棄等に関する情報を受け付けるために県が設けた通報体制のこと。県民等は、県の環境森林事務所又は環境管理事務所への電話連絡のほか、県ホームページ上の「不法投棄等情報提供フォーム」により通報することができる。

放射性セシウム

放射線を出す能力（放射能）を持つ物質の一種。原子力発電所の稼働に伴って生じる放射性セシウムとしては、セシウム 134（半減期 2.1 年）及びセシウム 137（半減期 30 年）の 2 種類がある。

放射性物質汚染対処特措法

正式名称は、「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」。当該事故に由来する放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、当該放射性物質に汚染された廃棄物の処理、当該放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等、当該放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等を定めている。

廃棄物の処理については、放射能濃度が 8,000 ベクレル/kg 超の廃棄物は指定廃棄物として国が処理すること、8,000 ベクレル/kg 以下の廃棄物を処理する際の基準等が定められている。

＜マ行＞

マテリアルリサイクル

→「再生利用」

マニフェスト

正式名称は、「産業廃棄物管理票」。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合に、廃棄物の処理状況の把握、管理等をするため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が産業廃棄物の種類、数量等を記載し、委託者に交付する帳票のこと。複写式の紙伝票を利用するもののほか、通信ネットワークを利用する「電子マニフェスト」がある。

＜ヤ行＞

優良産廃処理業者認定制度

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るため、都道府県知事等が、優良な能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を認定する制度。優良認定を受けるためには、一般的な許可基準に加え、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用、財務体質の健全性等の基準に適合していることが必要となる。優良認定を受けた産業廃棄物処理業

者は、産業廃棄物処理業の許可の有効期間が従来の 5 年から 7 年に延長されるほか、優良マークの付いた許可証が交付される。

容器包装リサイクル法

正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化等、それぞれの役割分担を定め、それぞれが一体となって容器包装廃棄物の適正処理及び資源の有効利用を図ることとしている。

【参考】コラム 6（p33）

溶融スラグ

廃棄物又はその焼却後に残った灰等を 1,200℃ 以上の高温で溶かした後、冷却して固めた物のこと。道路の舗装及び側溝、造成工事の際の盛土材等の原材料として使用されている。このほか、溶融スラグ化には、最終処分量の削減、有害物質の無害化等のメリットがある。

【参考】コラム 4（p12）

＜ラ行＞

リサイクル

廃棄物を原材料等として利用すること。リサイクルは、原材料として再利用する「再生利用」と廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、有効に利用する「熱回収」に区別される。

【参考】コラム 1（p4）、コラム 4（p12）、コラム 5（p15）、コラム 6（p33）、コラム 7（p36）、コラム 12（p46）、コラム 13（p46）、コラム 14（p47）

リターナブル容器

容器の中身を消費した後に回収され、洗浄等を行うことで繰り返し使用できる容器のこと。具体的には、牛乳瓶、ビール瓶等のリターナブル瓶、コーヒーショップにおけるリターナブルカップ等がある。

【参考】コラム 11（p44）

リデュース

→「発生抑制」

リユース

→「再使用」